

水産政策審議会委員を募集します

水産庁は、水産政策に広く国民の皆様の声を反映させ、国民の合意に基づいた施策の推進に資するため、「水産政策審議会」の委員を広く一般から募集します。

これからの水産政策の推進に一役買おうという意欲のある方の御応募をお待ちしております。

《水産政策審議会とは》

「水産政策審議会」は、水産基本法（平成13年法律第89号）第35条に基づき、水産基本計画の策定、水産白書の作成、水産資源の持続的管理に関する施策、漁港及び漁場の整備に関する施策等、水産政策の重要事項について調査審議するために設置された農林水産大臣等の諮問機関です。

委員の任期は、水産政策審議会令（平成13年政令第230号）の規定により2年となっており、委員に任命された方には、規程により、委員手当、旅費等が支給されます。

1 応募資格

委員に応募できるのは、次のいずれにも該当する方です。

- (1) 水産問題に関心のある方
- (2) 平日に開催される会議に出席できる方（年5回程度）
- (3) 令和元年7月14日現在で満20歳以上70歳未満の方
- (4) 日本国籍を有する方

ただし、国又は地方公共団体の議員、常勤の公務員、国家公務員OB等は、原則として委員になることができません。

2 募集人員

1名程度

3 応募方法

応募される方は、以下のテーマについて、自らの取組等も踏まえた意見、提言等を1,200字以内にまとめ、住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号を記入し、写真を貼付した履歴書を同封の上、以下の宛先に郵送にて提出してください。

なお、応募に要する費用は、応募者の負担となります。また、提出された書類は、返却いたしませんので、御了承願います。

《テーマ》

「漁業の成長産業化について」

テーマの参考として、水産庁ホームページに掲載している「水産基本計画」、「平成29年度水産白書」を参照してください。

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/policy/index.html>

《宛先》

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1
水産庁 漁政課 水産政策審議会委員募集担当

4 募集期間

令和元年5月22日（水）～令和元年6月3日（月）（当日消印有効）

5 選考結果の通知

意見・提言の内容等を勘案して選考し、農林水産大臣が任命します。応募された方には、6月中旬頃に、選考の結果を通知いたします。

6 お問い合わせ先

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1
水産庁漁政課 担当者：総括班 泰磨、池田
電話：03-3502-8397 FAX：03-3502-8220